

2011年12月22日

## 絶滅のおそれのある野生生物の保全施策に関する意見

日本生態学会自然保護専門委員会

1. 法制度の点検対象としている法律は、種の保存法、鳥獣保護法、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法、その他環境省の所管するものが中心となっている。しかし、レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生生物には、里山や都市近郊など、上記法令による保護地域の外に生息生育しているものも多く、農林水産省、国土交通省の所管する法律についても種の存続に対する影響あるいは生息生育地の保全に関する寄与という視点から点検が必要である。
2. 種の保存法による政令指定種は、現在のところ陸上、陸水に生息生育する野生生物種に限定されており、沿岸・海域に生息生育する種は、一種たりとも指定されていない。これは、1993年4月に水産庁長官と環境庁自然保護局長との間に結ばれた覚書<sup>1</sup>に起因しているが、沿岸・海域に生息生育する種に絶滅のおそれのある種がないわけではなく、むしろ沿岸・海域（特に河口・干潟・藻場・砂浜・マングローブ・サンゴ礁などの海岸環境）にこそ絶滅のおそれのある種が集中して生息している。環境省は、沿岸・海域に生息生育する野生生物種のレッドデータブックの作成を急ぐとともに、水産庁との覚書を見直し、沿岸・海域に生息生育する野生生物を種の保存法の政令指定種に指定すべきである。
3. 種の保存法、文化財保護法等は、絶滅のおそれのある野生生物種、学術的価値のある野生生物種を規制的措置によって保護するという保全手法をとっている。しかし、レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の危機要因が、開発、捕獲採取のみならず、里山の遷移の進行、中山間地からの農業の撤退などに起因している現状を考えると、規制的措置によってのみ保全できるのは一部の種に過ぎない。英国の環境スチュワードシップ制度<sup>2</sup> に見るように、農林水産業や市民活動に対する奨励的措置

<sup>1</sup> 環境庁と水産庁の覚書（1993）は、2001年に環境省と水産庁によって改訂され、例外としてジュゴンに種の保存法の対象とすることにしたが、2011年現在未だに指定種とはなっていない

<sup>2</sup> 環境スチュワードシップ

<http://www.naturalengland.org.uk/ourwork/farming/funding/es/default.aspx>,

を法制度に組み込むことが求められる。

4. 生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において採択された愛知目標は、2020 年までに、11. 少なくとも陸域・陸水域の 17%、海域・沿岸域の 10%を生態学的によく連結された保護地域とし周辺の陸上景観・海域景観と統合する、12. 既存の絶滅危惧種の減少を防止し減少している種に対する保全状況を改善する、15. 劣化した生態系の少なくとも 15%を含む生態系の保全と回復を図る、という目標を含んでいる。しかし、わが国において絶滅のおそれのある野生生物の生息生育地は、森林伐採や面的開発による縮小・分断、汚染や埋立て等による劣化・消失など減少の一途をたどる一方、生息地等保護区の設定は 7 種 9 カ所 885ha (うち管理地区は 385ha) に過ぎない。また、レッドリスト掲載種の多さに対して、種の保存法をはじめとして都道府県などの条例による種や生息地の指定は桁違いに少ない。したがって、愛知目標の達成は、個別の法制度の実効性を高めるのみでは不可能であり、生物多様性基本法に基づき生物多様性国家戦略に、野生生物の生息生育地の連続性を回復するような、個別法を超えた計画を書き込む必要がある。欧州連合の生息地指令・鳥類指令に基づいた、“Natura 2000”<sup>3)</sup> や“European Green Belt”<sup>4)</sup>は、国による法制度の違いを乗り越えて、野生生物の生息地をネットワーク化した事例であり、日本国内のさまざまな法制度に基づく野生生物生息地のネットワーク化のモデルになりうる。
5. 都道府県における希少野生動植物種保護条例の実施状況を調査し、優良事例については、国の施策に取り入れるべきである。例えば、長野県希少野生動植物保存条例<sup>5)</sup>に基づく指定種が他県に比べて多いのは、規制措置に重点を置く特別指定希少野生動植物種と、県民参加の保護回復計画に重点を置く指定希少野生動植物種の 2 段階の指定を行っているためであり、特別指定希少野生動植物種については県の事業による影響回避を義務づけている。また徳島県希少野生動植物の保護及び継承に関する条例<sup>6)</sup>のように、希少野生生物群に対して野生生物保護区を指定できるようにしたり、県民に種指定の提案権を認めている県もある。さらに、滋賀県のふるさと滋賀

---

<http://tech.obihiro.ac.jp/~nazomura/ES-Booklet2005Japanese09-10-19highQ.pdf>

<sup>3)</sup> Natura 2000, <http://www.natura.org/>

<sup>4)</sup> European Green Belt, <http://www.greenbelteurope.eu/>

<sup>5)</sup> 長野県希少野生動植物保存条例, <http://www.pref.nagano.jp/kankyo/hogo/kisyoushou2/>

<sup>6)</sup> 徳島県希少野生動植物の保護及び継承に関する条例,  
[http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki\\_honbun/ao00112991.html](http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/ao00112991.html)

の野生動植物との共生に関する条例<sup>7</sup>のように、希少野生生物、外来生物、野生鳥獣被害を一体化した条例とし、ビオトープネットワークによる野生動植物の生息生育環境の保全再生ネットワーク化構想を策定している県もある。

6. 国としての生物多様性に関する調査体制の充実を図る必要がある。レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある種の現状把握やモニタリング調査の体制は、現在、極めて貧弱な現状にある。生物多様性保全のための基礎資料の収集方法としてこれまで、地域の研究者へのアンケート調査という手法が主体となってきたため、新たな実地調査が不十分であることが多い。たとえば、レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある種が既存法令による保護地域にどの程度生息生育しているのか、国立公園でさえも十分に把握されているとは言えない。また、既存法令による保護地域にあってもなかなか衆人環視ができない北海道の広大な自然公園では、園芸用採取（盗掘）やキャンプによる踏みつけ、近年ではシカの食害といったさまざまな被害にさらされている種が少なくない。したがって、絶滅危惧生物の現状や変化の把握・モニタリング調査を網羅的・継続的に実行する体制を充実させる必要がある。
7. 現在の希少野生生物の保全政策は、個体の保護、生息地の保護等すべて規制措置のみによって成り立っている。しかし、実際の希少生物の保護を推進するためには、各地で保護のための実践活動を行っている団体の支援措置が必須である。京都府ではカナダのステュワードシップ事業に準じて、これらの保全団体の活動について、保全回復事業の認定、保全団体の登録、協定の認定とそれに基づく保全回復事業の支援等を行っており、成果を収めている<sup>8</sup>。国の制度においても同様の支援制度を設置することを検討すべきである。
8. 種の保存法制定時には想定されていなかった新たな希少野生生物への脅威（福島第一原発事故による放射性物質、ネオニコチノイド等の化学物質等）について調査をすすめ、必要に応じ法的規制<sup>9</sup>を含む措置を検討すべきである。

---

<sup>7</sup> ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

<http://www.pref.shiga.jp/d/shizenkankyo/kyoseijourei.html>

<sup>8</sup> 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

<http://www.pref.kyoto.jp/kisyosyu/1198225714475.html>

<sup>9</sup> 環境基本法第13条では、放射性物質の放出による環境汚染は原子力基本法において対処することとされ、種の保存法、環境影響評価法等の環境法令における規制項目からも除外されている。